（特定利用権の裁定の通知等）

第八十四条　法第四十条第一項の規定による通知は、第八十一条第一号に掲げる事項及び法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

2　法第四十条第一項の規定による公告は、第八十一条第一号及び第二号に掲げる事項並びに法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（所有者等を確知することができない場合における遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十三条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

二　当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積

三　当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し

四　当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

五　希望する遊休農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

六　その他参考となるべき事項

（遊休農地を利用する権利の裁定の通知等）

第八十六条　法第四十三条第三項の規定による通知は、前条第一号に掲げる事項及び法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

2　法第四十三条第三項の規定による公告は、前条第一号に掲げる事項、当該裁定に係る遊休農地の所有者等に係る情報及び法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（措置命令書の記載事項）

第八十七条　法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　講ずべき支障の除去等の措置の内容

二　命令の年月日及び履行期限

三　命令を行う理由

四　法第四十四条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨

2　法第四十四条第三項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（支障の除去等の措置に係る費用負担）

第八十八条　市町村長は、法第四十四条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該遊休農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（買収した土地等の貸付け）

第八十九条　令第三十五条第一項本文の規定による貸付けは、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。

一　当該貸付けの対象となる農地又は採草放牧地についての法第四十六条の規定による売払いが当分の間見込まれないこと。

二　当該貸付けが一時的なものであること。

第九十条　前条の貸付けに係る競争入札について、入札に参加することのできる者として次条第一号に掲げる者を定めた場合において、同号に掲げる者に該当するものとして入札に参加する旨の申込みを行う者があるときは、農林水産大臣は、当該申込者が同号に掲げる者に該当するかどうかについて農業委員会に意見を聴くものとする。

（貸付けの相手方）

第九十一条　令第三十五条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一　当該貸付対象となる農地又は採草放牧地を借り受けて当該農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められる者

二　農地保有合理化法人

三　農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業を行う者に限る。）

第二十五条から第四十条の三までを削る。

第二十四条の二第一項中「第四十三条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第二十二条から第二十四条までを削る。

第二十一条中「第三十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第七十条とする。

第二十条中「第三十三条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第十四条の四から第十九条までを削る。

第十四条の三第一項中「第二十条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同条第三項第二号中「第二十条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第二十条第一項第二号」を「第十八条第一項第二号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条を第六十八条とする。

四　賃貸借の更新をしない旨の通知が、法第十八条第一項第三号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合には、当該賃貸借契約書の写し

第十四条の二中「第三条の五第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第一号中「、住所及び職業」を「及び住所」に、「名称、」を「その名称及び」に、「、業務の内容及び」を「並びに」に改め、同条を第六十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（賃貸借の解除の届出）

第六十六条　法第十八条第一項第四号又は第六号の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一　賃貸人及び賃借人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　土地の所在、地番、地目及び面積

三　賃貸借契約の内容

四　解除をしようとする賃貸借の目的となつている土地が適正に利用されていない状況の詳細

五　賃貸借の解除をしようとする日

六　その土地の引渡しの時期

七　その他参考となるべき事項